

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日
にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定

第一条 特別の同盟の形成及び国際分類の採用

- (1) この協定が適用される国は、特別の同盟（以下「同盟」という。）を形成する。
- (2) (1)に規定する国は、意匠の単一の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。
- (3) 国際分類は、次のものから成る。

- (i) 類別及び小類別の表
- (ii) 意匠が構成する物品のアルファベット順の一覧表であつて、物品の属する類及び小類を表示したものの

(iii) 注釈

- (4) 類別及び小類別の表は、この協定に附属する表であり、第三条の規定に基づいて設置される専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）が行う修正及び追加の対象となる。

(5) 物品のアルファベット順の一覧表及び注釈は、第三条に定める手続に従って専門家委員会によって採択される。

(6) 国際分類は、第三条に定める手続に従って専門家委員会が修正し、又は補足することができる。

(7) (a) 国際分類は、英語及びフランス語で作成する。

(b) 第五条に規定する総会が指定する他の言語による国際分類の公定訳文は、世界知的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）が関係政府と協議した後、作成する。

第二条 国際分類の使用及び法的範囲

(1) 国際分類は、この協定に定める要件に従い事務的性質のみを有する。もつとも、各国は、適当と認める国際分類の法的範囲を定めることができる。国際分類は、特に、同盟の国（以下「同盟国」という。）において与えられた意匠の保護の性質及び範囲について同盟国を拘束しない。

(2) 各同盟国は、国際分類を主たる体系又は副次的な体系として使用する権利を留保する。

(3) 同盟国の官庁は、意匠の寄託又は登録のための公文書に、及び刊行物が公式に発行されている場合には

当該刊行物に、意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を記載する。

- (4) 専門家委員会は、物品のアルファベット順の一覧表に記載するための用語を選択する際に、排他的権利が存在する用語を使用することを避けるために妥当な注意を払う。もつとも、アルファベット順の索引中にいかなる単語又は語句が記載されても、当該単語又は語句が排他的権利の対象となるか否かについての専門家委員会の見解の表明ではない。

第三条 専門家委員会

- (1) 専門家委員会は、第一条(4)から(6)までに規定する任務を与えられる。各同盟国は、専門家委員会において代表されるものとし、専門家委員会は、代表を出した同盟国の単純多数による議決で採択される手続規則に従って組織する。

- (2) 専門家委員会は、アルファベット順の一覧表及び注釈について同盟国の投票の単純多数による議決で採択する。

- (3) 国際分類の修正又は追加のための提案は、同盟国の官庁又は国際事務局が行うことができる。官庁から提議された提案は、当該官庁により国際事務局に提出される。官庁及び国際事務局からの提案は、国際事

務局が専門家委員会の構成国に対し、当該提案が検討される専門家委員会の会期の遅くとも二箇月前までに送付する。

- (4) 国際分類の修正及び追加の採択に関する専門家委員会の決定は、同盟国の単純多数による議決で行う。ただし、当該決定が新たな類の設定又は物品の一の類から他の類への移行を伴う場合には、全会一致によることを必要とする。

- (5) 専門家は、郵便により投票する権利を有する。

- (6) 専門家委員会の会期に代表者を任命しない国がある場合又は任命した専門家が当該会期中若しくは専門家委員会の手続規則に定める期間内に賛否を表明しない国がある場合には、それらの国は、専門家委員会の決定を受け入れたものとみなす。

第四条 国際分類並びにその修正及び追加の通報及び公表

- (1) 国際事務局は、専門家委員会によって採択される物品のアルファベット順の一覧表及び注釈並びに専門家委員会によって決定される国際分類の修正又は追加を同盟国の官庁に通報する。専門家委員会の決定は、その通報が受理された時に効力を生ずる。ただし、当該決定が新たな類の設定又は物品の一の類から

他の類への移行を伴う場合には、当該決定は、当該通報の日から六箇月以内に効力を生ずる。

- (2) 国際事務局は、国際分類の寄託者として、効力の生じた修正及び追加を国際分類に組み入れる。当該修正及び追加についての公表は、総会が指定する定期刊行物により行う。

第五条 同盟の総会

- (1) (a) 同盟は、同盟国で構成する総会を有する。

(b) 各同盟国の政府は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

- (2) (a) 総会は、第三条の規定の適用を条件として、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関する全ての事項を取り扱うこと。

(ii) 国際事務局に対し、改正会議の準備に関する指示を与えること。

(iii) 同盟に関する機関の事務局長（以下「事務局長」という。）の報告及び活動を検討し、及び承認すること並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項について全ての必要な指示を与えること。

- (iv) 同盟の事業計画を決定し、及び二年予算を採択すること並びに同盟の決算を承認すること。
 - (v) 同盟の財政規則を採択すること。
 - (vi) 英語及びフランス語以外の言語による国際分類の公定訳文の作成を決定すること。
 - (vii) 第三条の規定により設置される専門家委員会のほかに、同盟の目的を達成するために適当と認める専門家の他の委員会及び作業部会を設置すること。
 - (viii) 同盟の構成国でない国、政府間機関及び国際的な非政府機関であつて、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
 - (ix) この条から第八条までの規定の修正を採択すること。
 - (x) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。
 - (xi) その他この協定に基づく任務を遂行すること。
- (b) 総会は、同盟以外の諸同盟であつて、機関が管理業務を行っているものにも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (3) (a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

- (b) 総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。
- (c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国の数が総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。
- (d) 総会の決定は、第八条(2)の規定が適用される場合を除くほか、投票数の三分の二以上の多数による議決で行う。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。
- (4)(a) 総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合するものとし、例外的な場合

を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会合として会合する。

(c) 各会合の議題は、事務局長が作成する。

(5) 総会は、その手続規則を採択する。

第六条 国際事務局

(1)(a) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する専門家の他の委員会又は作業部会の事務局の職務を行う。

(c) 事務局長は、同盟の首席の職員とするものとし、同盟を代表する。

(2) 事務局長及びその指名する職員は、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する専門家の他の委員会又は作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する一人の職員は、当然にこれらの会合における事務局の長としての職務を行う。

(3) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、この協定の規定（前条から第八条までの規定を除く。）の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(4) 国際事務局は、国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第七条 財政

(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、同盟に固有の収入及び支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金並びに場合により機関の締約国会議の予算のために提供される資金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の同盟以外の諸同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている同盟以外の諸同盟の予算との調整の必要性を十分に考慮し

た上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟に関連して提供する役務について支払われる料金

(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及び当該刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 賃貸料、利子その他の雑収入

(4) (a) 各同盟国は、(3)(i)の分担金の自国の分担額を決定するため、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、工業所有権の保護に関するパリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。

(b) 各同盟国の年次分担金の額は、その額と全ての同盟国の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、各同盟国の属する等級の単位数と全ての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

- (c) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。
- (d) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に自国について支払の義務の生じた分担金の額以上のもとなったときは、同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、当該同盟国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。
- (e) 予算は、新会計年度の開始前に採択されなかった場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算と同等の水準のものとする。
- (5) 国際事務局が同盟に関連して提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、これを総会に報告する。
- (6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。当該運転資金が十分でなくなった場合には、総会がその増額を決定する。
- (b) 運転資金への各同盟国の当初の支払金の額又は運転資金の増額の部分への各同盟国の分担額の比率

は、運転資金が設けられた年の各同盟国の分担金又は当該増額が決定された年の各同盟国の分担金の比率にそれぞれ比例するものとする。

(c) 支払の額及び条件は、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を受けた上で総会が決定する。

(7)(a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、当該国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。

(b) (a)に規定する国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財務規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第八条 第五条からこの条までの規定の修正

(1) 第五条からこの条までの規定の修正の提案は、同盟国又は事務局長が行うことができる。当該提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が同盟国に送付する。

(2) (1)に規定する条の規定の修正は、総会が採択する。その採択は、投票数の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第五条及びこの(2)の規定の修正は、投票数の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1)に規定する条の規定の修正は、当該修正が採択された時に同盟の構成国であつた国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)に規定する条の規定の修正は、その修正が効力を生ずる時に同盟の構成国である全ての国及びその後に同盟の構成国となる全ての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第九条 批准及び加入並びに効力発生

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国は、この協定に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。

(2) 批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(3) (a) この協定は、批准書又は加入書を寄託した最初の五の国については、その五番目の批准書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

(b) この協定は、(a)に規定する国以外の国については、その批准書又は加入書において一層遅い日が指定されていない限り、事務局長が当該国の批准又は加入を通報した日の後三箇月で効力を生ずる。それよりも遅い日が批准書又は加入書において指定されている場合には、この協定は、当該国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(4) 批准又は加入は、当然に、この協定の全ての条項の受諾及びこの協定に定める全ての利益の享受を伴う。

第十条 この協定の効力及び有効期間

この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約と同一の効力及び有効期間を有する。

第十一条 第一条から第四条まで及び第九条から第十五条までの規定の改正

(1) この協定の第一条から第四条まで及び第九条から第十五条までの規定は、望ましい改善を行うための改

正に付することができる。

- (2) 全ての改正は、同盟国の代表の間で開催される会議において検討する。

第十二条 廃棄

- (1) いずれの国も、事務局長に宛てた通告によりこの協定を廃棄することができる。廃棄は、当該国についてののみその効力を生ずる。他の同盟国については、この協定は、引き続き効力を有する。

- (2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

- (3) いずれの国も、同盟の構成国となった日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

第十三条 領域

工業所有権の保護に関するパリ条約第二十四条の規定は、この協定の適用について準用する。

第十四条 署名、用語及び通報

- (1)(a) この協定は、ひとしく正文である英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、イス政府に寄託する。

(b) この協定は、千九百六十九年六月三十日まで、ベルンにおいて署名のために開放しておく。

(2) 事務局長は、関係政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(3) 事務局長は、署名した国の政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、スイス政府が認証したこの協定の署名本書の謄本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この協定を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、全ての同盟国の政府に対し、この協定の効力発生の日、署名、批准書又は加入書の寄託、この協定の修正の受諾及び当該修正の効力発生の日並びに廃棄の通告について通報する。

第十五条 経過規定

最初の事務局長が就任するまでは、この協定において機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、知的所有権保護合同国際事務局（BIRPI）又はその事務局長をいうものとする。